

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、消費者被害未然防止の取組等に対し、必要な財政措置を講じること。
2. 全国消費実態調査の実施に当たっては、都市自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
3. 消費者の食品選択を容易にするため、海苔加工品の原料原産地表示がより明確になるよう制度を見直すこと。